

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第33回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和5年11月28日(火) 午前10時から10時25分
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 全員協議会室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：木村委員(分科会長)、池田委員(副分科会長)、原田委員、橋爪委員、吉川委員 (部長職) 出席者：大井企画部長、野口住民部長、小作協働推進部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、小峰教育部長 (事務局) 宮坂企画政策課長、渡辺企画推進係長、企画推進係鈴木
配 布 資 料	【事前配付】 ・ 審査・報告事項一覧 ・ 瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金審査書及び要綱 ・ 瑞穂町保育所及び幼稚園等における非常通報装置整備事業補助金審査書及び要綱 ・ 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金審査書及び要綱 ・ 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金審査書要綱及び要綱 ・ 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金審査書及び要綱 【当日配付】 ・ 事前質問一覧 ・ 5報告-15及び5報告-16補足資料 ・ 5報告-17及び5報告-18補足資料
議 題	議題1 補助金等審査 (報告事項) 5報告-15 瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金【福祉部・子育て応援課】 5報告-16 瑞穂町保育所及び幼稚園等における非常通報装置整備事業補助金【福祉部・子育て応援課】 5報告-17 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金【都市整備部・都市計画課】 5報告-18 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金【都市整備部・都市計画課】 5報告-19 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金【教育部・教育指導課】
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一	1 開会 木村分科会長により会議の成立、公開についての説明が行われ、会議が進められた。また、宮坂企画政策課長より会議資料についての説明が行われた。

内容は一つにまとめた。)	2 議題 木村分科会長により議事が進められた。 議題 1「補助金等審査」 5 報告- 1 5 瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金 (宮坂企画政策課長) 令和 5 年 2 月の補助金等審査分科会において、私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援補助金について報告しているが、同様の内容を保育所等に対しても行うものである。 町内の保育所等では送迎バスの利用は殆どないが、飛び出しや午睡に関する安全対策について、補助対象経費となるものがあることから、保育所についても実施することとした。 ○事前質問への回答 (池田副分科会長) 補助対象施設の名称及び定員について知りたい。 (宮坂企画政策課長) 当日配付資料 7 に記載のとおりである。 (池田副分科会長) バスの送迎時に運転手以外に何名配置しているのか教えて欲しい。 (宮坂企画政策課長) 町内の保育所については、基本的にバスでの送迎は行っていないが、事業所内保育を実施している保育所よりバスの安全装置の補助について相談を受けている。なお、当該保育所は送迎バスの運行をバス会社に委託しているとのことである。 ○各委員からの意見及び質問について (池田副分科会長委員) 補助金とのことだが、金銭の補助であるのか、物品を供給するのか。
---------------------	--

(宮坂企画政策課長)

保育所等が物品を購入・設置した際に生じた経費について、金銭の補助を行うものである。

(池田副分科会委員長)

物品や金銭の補助のみでは安全は確保できない。人員への手当等はないのか。

(宮坂企画政策課長)

人員で対処できない部分について装置を使うことで補うことを想定した補助事業である。

(池田副分科会長)

装置も人が使うものである。上手く活用できるようにして欲しい。

(福島福祉部長)

国のガイドラインにおいても、装置を活用できているか現場で確認するように周知されているところである。担当課においても各保育所において不足しているものについては可能な限り確認し、対応していきたい。

5 報告- 1 6 瑞穂町保育所及び幼稚園等における非常通報装置整備事業補助金

(宮坂企画政策課長)

この補助金は、保育所及び幼稚園等に対して非常通報装置の設置及び機器の更新する際の費用を補助するものである。

町内の保育所及び幼稚園等については、殆どの事業者が非常通報装置を設置しているが、警察機関指令台回線の変更及び電波法改正に伴い、現行の機器が使用できなくなるため、この補助金によって、児童の安全確保及び施設の安全管理の向上を図る。

○事前質問への回答

(池田副分科会長)

補助対象施設について、教えて欲しい。

(宮坂企画政策課長)

当日配付資料 7 に記載のとおり、13 園である。

(池田副分科会長)

IP 網について教えて欲しい。

(宮坂企画政策課長)

IP 網とは、インターネット・プロトコル網の略称であり、インターネットを使用する際の回線である。令和6年1月から電話通信事業が、固定電話回線を廃止し、IP 網に切り替えることが公表されている。

(池田副分科会長)

幼稚園型認定こども園について、教えて欲しい。

(宮坂企画政策課長)

認可幼稚園が幼児を預かるなど、保育所的な機能を備えている園を幼稚園型認定こども園と言う。町においては、資料7に記載のとおり、瑞穂のぞみこども園が該当する。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)

保育所等については、都の補助金が10/10となっているが、幼稚園等については、町が10/10となっている、審査事項ではないのか。

(宮坂企画政策課長)

都の保育所等に対する補助事業の実施要綱が制定されており、町がそれを準用する形で幼稚園等に関する事業を実施するため、報告事項としている。都の実施要綱がなく、町が独自に実施する場合には、審査事項となる。

(池田副分科会長)

都が幼稚園等に対して補助を実施しない理由を教えて欲しい。

(福島福祉部長)

担当課も都へ確認しているが、詳細な理由は不明である。確認時には、幼稚園に関しては教育委員会が担当となるが、補助事業を実施しないとだけ報告を受けたとのことである。

5 報告-17 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金
5 報告-18 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金

(宮坂企画政策課長)

5 報告-17 及び 5 報告-18 は関連した補助金であるため、まとめて説明する。

この補助金は、特定緊急輸送道路に指定されている道路（国道 16 号、新青梅街道、都道 166 号、青梅街道の一部）に接する敷地の建物のうち、資料に記載している要件を全て満たすものについて、耐震補強設計及び改修費用を補助するものである。

特定緊急輸送道路については、震災時において、避難・救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を実施するための道路であるため、隣接する建築物が倒壊し、閉鎖されることのないように実施するものである。

○事前質問への回答

(池田副分科会長)

青梅街道の一部とは、具体的にどの区間となるのか。

(宮坂企画政策課長)

資料 8 に記載のとおり、都道 166 号との交差点から、農協がある交差点までの区間である。

○各委員からの意見及び質問について

(木村分科会長)

建物の所有者が改修等をする意思がない場合は、どうするのか。

(横沢都市整備部長)

建物自体は私有財産であるため、所有者の判断によって改修を実施するものである。しかし、倒壊の危険性が高い場合などは、東京都及び町の担当から、制度を活用して改修をするよう促していく。

5 報告-19 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金

(宮坂企画政策課長)

この補助金は、瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費を補助することにより、保護者負担の軽減を

図るものである。

今回の改正では、要綱第2条第4号にて規定されている「校外学習」の対象事業として、「多摩都市モノレールの乗車体験 実費」を加える。

この事業は、将来延伸される多摩都市モノレールへの理解を深めるために、モノレールの乗車体験及び車両基地の見学を行うもので、令和6年1月に実施予定となっている。

○各委員からの意見及び質問について

特になし

3 その他

（宮坂企画政策課長）

次回の分科会については、緊急の案件があるため、12月上旬に開催を予定している。日程の詳細が決まり次第、各委員へご連絡する。

閉会 午前10時25分